

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類「措置の見直し」	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	具体的事業の実施内容	提案理由・代替措置の内容	提案主体名	制度の所管・関係府庁
1030010	遊休畑等取得時の下限面積要件の緩和	農地法第3条第2項第5号	農地の権利取得の際には、権利取得後の耕作の事業に供する面積が一定(原則507アール)以上ならなければならない。	C	-	限りある農地をできる限り効率的に利用するためには、農業の生産性が高く、効率的かつ安定的な農業を営む担い手に農地の利用を集積していくことが重要であり、取得後に10アールに満たない小面積の農地の取得については、農地の細分化を招き、担い手に対する農地の利用集積の促進を阻害するおそれが高いことから認めないところですが、非農業者の楽しみや生き甲斐を目的としたものであれば、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律及び市民農園整備促進法による特定農地貸付け制度活用していただくことによりご提案内容は実現可能となっております。											1005010	定年を迎えた人等の非農業者が、10a未満の遊休畑等に楽しみや生きがいとして農業を行い、栽培した農産物を朝市や直売所で消費者と交流しながら販売できるようになることを目指す。これにより、遊休畑の有効活用・地域社会の活性化(栽培した農産物の販売を通じた生産者と消費者の交流、定年を迎えた人々等の生きがいの創出)及び地域で栽培した農産物を地域で販売することによる経済効果(地域で栽培した農産物を地域で販売・消費することによる地産地消の推進)が図られる。	提案理由 町内には10a未満の遊休畑が存在する(今後も耕作者の高齢化に伴う増加が想定)。また、「団塊の世代」が定年を迎えること等から、一般的市民農園より大きな畑で趣味的な農業を行い、かつ農産物を市(いち)や直売所で販売したいというニーズの増加が想定される。しかし、現行法では、営利目的の農作物販売には、10a以上の農地を一度に取得する必要があるため、これまで非農業者であった者にはハードルが高い。代替措置 生産性の高い経営体による農地の効率的な利用を妨げないため、下限面積の緩和は遊休畑及び遊休畑となるおそれがある畑に限る。その畑が認定農業者等の担い手に集積できるか、その畑の権利移動が10a未満の面積で行われることにより将来の効率的な農地利用に支障をきたさないか農業者委員会の意見を聴く。 権利取得後、確実な畑の耕作を担保するため、特定法人による農業参入と同様、地方公共団体等からの貸付け方式とする。	大口町	農林水産省
1030020	遊休畑等における特定農地貸付け利用者数の緩和及び市民農園で栽培した農産物の市(いち)・直売所での販売行為の容認	A: 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条第1号 B: 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条第2号	特定農地貸付けは、都市住民等に対し、小面積の農地を非営利目的で短期間貸し付ける場合に農地法第3条の特例を認める制度である。	A: C B:	A: C B:	Aについて、「相当数の者」を1人とするのが困難な理由を具体的に明らかにするとともに、ご回答にあわせて、一体的な市民農園の設置について、町が開設する「市民農園」は、開設当初に区画以上の区画であれば、開設後は貸付けの対象となる遊休畑が発生する毎に特定農地貸付けの承認申請を行うことにより、区画の追加ができることと考えて良いか。 Bについて、直売所での販売について、前向きに検討し、いただいた情報は、現在、現場の意見を聴取しており、本年度中に考え方を示したい。	Aについて、一つの主体が分散した農地に市民農園を設け、その分散した市民農園全体を「相当数の者」で利用する場合であれば、その農園の開設時期に関わらず、特定農地貸付けの要件のひとつである「相当数の者を対象とすること」を満たしていると考えてよろしいか。 Bについて、現在、毎週土曜日に「朝市」が開催されており、盛況を博している。本町の全町農業公園構想の一環として、今後ともこのような市(いち)や直売所において、消費者と生産者が交流しながら農産物を売り買ひすること、市民農園で栽培された余剰農産物の販売も含め推進していきたいと考えている。現場の一つとして、市民農園での余剰農産物の直売所等での販売が可能となるようお願ひしたい。	A: D B: F	A: D B: F	A 特定農地貸付法は、「できるだけ多くの都市住民等に農地を利用してもらう」という趣旨に基づき、農地法の特例を定めた法律であり、「特定農地貸付け」として、「相当数の者を対象として定型的な条件で行われる。場合等に限って、農地法第3条の権利移動の適用除外となっている。 市民農園の効率的かつ効果的な運営を図る観点から、町が開設する市民農園に区画を追加し、募集及び貸付けすることは可能である。 B 営利を目的とし農作物の栽培において、自家消費量を超過する余剰農産物の直売所等での販売については、現在、現場の意見を聴取しており、今回のご意見も踏まえ、本年度中に考え方を示したい。							1005020	定年を迎えた人等の非農業者が、10a未満の遊休畑等に楽しみや生きがいとして農業を行い、栽培した農産物を朝市や直売所で消費者と交流しながら販売できるようになることを目指す。これにより、遊休畑の有効活用・地域社会の活性化(栽培した農産物の販売を通じた生産者と消費者の交流、定年を迎えた人々等の生きがいの創出)及び地域で栽培した農産物を地域で販売することによる経済効果(地域で栽培した農産物を地域で販売・消費することによる地産地消の推進)が図られる。	提案理由 町内には10a未満の遊休畑が存在する(今後も耕作者の高齢化に伴う増加が想定)。また、「団塊の世代」が定年を迎えること等から、10a未満であってもある程度大きな畑で趣味的な農業を行い、かつ農産物を市(いち)や直売所で販売したいというニーズの増加が想定される。しかし、特定農地貸付けでは、農地を相当数の者(少なくとも複数人)で利用するため、一人当たりの面積が小さくなり、農産物を市(いち)や直売所で販売できない。代替措置A 特定農地貸付け利用者数の緩和の対象となる農地は、遊休畑及び耕作者の高齢化等により遊休畑となるおそれがある畑に限る。 代替措置B 農業を業として行う者と区別し、営利目的の農作物の栽培を業として行う者と区別し、社会通念上、農家に該当するとみられる程度の収入を得るような形態のものでない、場合に限る。	大口町	農林水産省
1030030	補助金適法化(都市公園)への民間によるパークゴルフ場の造成・営業の緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条	補助事業により取得し、又は効用の増加した政令で定められている財産は、各府省庁の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用等を行えない。	D	-	補助事業により取得し、又は効用の増加した政令で定められている財産については、適正化法第22条に基づき財産処分の承認申請をすることにより、申請について個別事業毎に審査し、事情やむを得ないとは判断されることが多い。提案内容は実現可能と判断し、回答させていただきます。	適正化法第22条に基づく財産処分の承認申請を行うことにより、申請について個別事業毎に審査し、事情やむを得ないとは判断されることが多い。提案内容は実現可能と判断し、回答させていただきます。	D	D	適正化法第22条に基づく財産処分の承認申請を行い承認が得られれば、提案の趣旨を実現できる。							1008010	道営水環境整備事業により平成13年度に完成した、都市公園の「なんばる親水公園」は、周辺に南横温泉があり、年間約35万人の利用が市民や札幌圏よりあり、この公園の緑地に民間事業者からパークゴルフ場の造成・営業の要望があります。しかしながらこの公園は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の関係を以て民間事業者の造成・営業はできないと聞いておりますが、民間に町がこの緑地を有償貸与若しくは、無償貸与により民間事業者に造成・営業を開放し、周辺の利用促進を図ると共に地域の活性化を図りたい。	民間事業者の造成・営業により地域住民の雇用対策の拡大と都市公園の利用者の増加及び周辺施設の南横温泉の利用者の増加が見込まれ地域の活性化が図られる。	南幌町	農林水産省
1030040	農業用地の一時的な自動車駐車場への転用	農地法第4条第2項第1号イ	農用地区域内農地においては、原則転用を認めない。	D	-	農地を一時的に仮駐車場にすることが、仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合で、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められる場合は、農用地区域内農地においても例外的に転用を認めることとしており、提案の趣旨は実現できる。											1009010	長岡京市には紅葉の名所となる観光地がある。市域は交通の利便性が高く、秋季には観光バスや自家用車での来訪も多い。対象地付近の駐車場は僅少であり、周辺に極端な交通渋滞を招き、市行政や警察に、近隣住民からの苦情が激増する。そこで、紅葉の時期には収穫が終了している周辺農用地に、一時的に鉄板等を敷設し、3週間程度の仮自動車駐車場として利用するものである。観光期間が終了すれば当然に原状復帰させる。	提案理由:「農業振興地域の整備に関する法律」により、農用地を農業以外の用途に使う場合は、農業振興地域整備計画を変更して区域内の用地を除外する必要がある。しかし、恒久的に変更するのではなく、収穫後の農用地を3週間程度、一時的に自動車仮駐車場の敷設とするもので、計画の変更は必要ない。農地法に活用し、観光産業の振興と、近隣交通の渋滞緩和、近隣住民の生活環境向上に寄与するものである。	個人	農林水産省





管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	具体的事業の実施内容	提案理由・代替措置の内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1030080	各種漁業体験事業に使用する漁船にかかる遊漁船登録義務の適用除外	遊漁船業の適正化に関する法律第1条第3条第1項第6号、第6条第1項第9号、遊漁船業の適正化に関する法律施行規則第1条第6条	遊漁船業の適正化に関する法律は、遊漁船の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保を図るため、遊漁船業を営む者について登録制度を実施するとともに、その業務の適正な運営を確保するための所要の措置を講ずることを目的としている。	E	-	本法において登録を受けなければならないのは、遊漁船業を営もうとする者であり、利用者から料金を得る、あるいは漁業者がイベント実施主体から資金等を得るなど営利の目的で、反復継続の意思のもとで行う場合である。今回、由岐町からご提案いただいたイベントがこうした場合でなければ、本法は適用されない。なお、その場合でもイベント実施に当たっては、関係部局へ事前説明、特に、十分な安全確保及び損害賠償に備えた措置を図られた。											1045010	漁業を基幹産業とする由岐町では、環境、交流、防災をキーワードに地域づくりを推進している。漁業に対しては、直や海を資源とした都市部住民との強制と対流による新たな産業創出を模索し、漁業と漁村活性化の目玉として漁業体験イベントを位置づけている。しかし、遊漁船登録を行っている漁船はごく僅かであり、遊漁船業を営んでいる者は休日等は多忙であるため、支援を得ることは困難である。ある地区では、遊漁登録をおこなっている漁船の都合がつかない等の理由から、やむを得ず企画を断念した。この改善を通じて、都市漁村交流事業の目玉となる漁業体験事業が飛躍的に広がり、地域の活性化と漁村の持続的発展に資するものと考えられている。	提案理由 遊漁船法の改正について(水産庁資源管理部沿岸沖合課遊漁・海面利用室)の36ページには、「この機会に、是非、実態に反映させた内容となるよう遊漁関連施策を見直していただき、都市と漁村の交流を一層促進するために都市住民のニーズに配慮した施策を実施し、漁村の活性化を図っていただきたい」とあるにもかかわらず、現実には立法趣旨を理解しない一面の解釈によって運用が行われており、遊漁船登録を行っている漁船が、業としてではなく、年1-数回程度の漁業体験イベントにおいて体験希望者を募集させ旅行・体験した場合でも、海上保安部等の取り締まりの対象になるという認識が浸透している。このことが、漁業関係者等の漁村の持続や地域の活性化を断念し、この改善を通じて、都市漁村交流事業の目玉となる漁業体験事業が飛躍的に広がり、地域の活性化と漁村の持続的発展に資するものと考えられている。	由岐町	農林水産省
1030090	土地改良法第15条の特例	土地改良法第15条	土地改良区は、その地区内の土地改良事業及び当該土地改良事業に附帯する事業を行うことができる。	C	-	土地改良区は、土地改良事業の施行を目的として設立される法人であり、当該事業の土地・水のつながりにより一定地域の農地全体を対象としなければならないという性格から、土地改良法上、事業施行について当該地域内で事業参加資格を有する農業者等の3分の1以上の同意を得、都道府県知事の認可を受け設立がなされると、不同意者も含めて事業参加資格者全員が「組合員」となる強制加入制が採られている。また、事業実施に必要な費用については組合員への賦課金によることを前提に、滞納者に対する強制徴収権も付与されているところである。このように土地改良区は土地改良事業の性格に基づき強い公共的性格・権能を持つ法人であることから、その業務の範囲は、土地改良事業の適切かつ安定的な実施を確保する観点から、こうした土地改良区の権能の下で行うことが不可欠な土地改良事業及びこれに附帯する事業に限定されている。従って、御提案の活動内容については、収益を伴う営利事業であることから土地改良区の性格上、これらの収益活動を認めることはできない。	提案内容を再度検討し、土地改良区が実施可能な事業を明らかにされたい。		C(個別の案件によって)								1046010	特区により、現行土地改良法第15条の特例を設け、農業者受託による農業経営農産物・農産物加工品の販売及び地域おこしのためのイベント等の開催等による収益活動を行うことができるよう提案するものである。	三次市内にある8つの土地改良区は、平成18年4月に合併する予定で現在、取り組みを進めているが、合併後の新たな業務として左記の事業を実施できるよう提案するものである。 提案理由としては、中山間地においては、高齢化・農産物・農産物加工品の販売及び地域おこしのためのイベント等の開催等による収益活動を行うことができるよう提案するものである。 併せて、土地改良区の運営の健全化を図るべく、収益事業ができるよう提案するものである。	三次市	農林水産省
1030100	JRA馬主の馬の空松競馬場への移籍に伴う地方馬主登録の緩和	競馬法、競馬法施行規則、地方競馬全国協業務方法書、中央競馬会競馬施行規程	中央競馬に競走馬を出走させるためには日本中央競馬会が行う馬主登録、地方競馬に出走させるためには地方競馬全国協会が行う馬主登録を受けることが必要である。これらは、馬主として不適切な者を排除し競馬の公正を確保するために、中央競馬、地方競馬それぞれにおいて、馬主登録に責任を有する日本中央競馬会、地方競馬全国協会が行っているものである。なお、馬主になるためには、暴力団等でないこと等の資格要件の他、一定の所得水準にあること等の経済要件も満たす必要がある。	E	-	日本中央競馬会、地方競馬全国協会がそれぞれ行う馬主登録は、その一方のみに限定されているのではなく、両方に登録することが可能であり、また、馬主登録のための経済要件は中央競馬におけるものに対して地方競馬におけるものが低く、地方競馬に競走馬を出走させるに当たって地方競馬の馬主登録が大きな障害になっているということはない。現に、日本中央競馬会に登録されている馬主2,4千人のうち1千人が地方競馬全国協会の登録も受けており、また、年に2,5千頭の競走馬が中央競馬から地方競馬に移籍しているところである。											1048010	効果: JRA馬主にとって、出走機会に恵まれなかった馬にもチャンスが広がる。著名な馬主の馬の出走により、空松競馬場への来場者アップが見込まれる。また、1頭に百人近いクラブ法人の会員が来場し、売り上げアップに繋がる。	提案理由: JRAの馬主登録を持っていても、地方競馬へ馬を移籍させる為には、地方競馬の馬主登録を取得しなければ移籍できない。交流競馬の盛んな昨今、大きな障害となっている。空松競馬場を含め地方競馬では、売り上げ減少に伴い、馬主と馬主が大幅に減少しています。障害となっている馬主登録を緩和して、流通を盛んに行いたい。	個人	農林水産省
1030110	非農家の農地所有と農地所有面積の緩和	農地法第3条第2項第5号	農地の権利取得の際には、権利取得後の耕作の事業に供する面積が一定(原則50アール)以上にならなければならない。	C	-	限りある農地をできる限り効率的に利用するためには、農業の生産性が高く、効率のかつ安定的な農業を営む担い手に農地の利用を集積していくことが重要であり、取得後に10アールに満たない小面積の農地の取得については、農地の細分化を招き、担い手に対する農地の利用集積の促進を阻害するおそれが高いことから認めたくないところである。この提案の健康農園として余暇時間を利用した農作業による家族の健康維持や耕作放棄地の解消を目指すという趣旨のことにつきましては、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律及び市民農園整備促進法による特定農地貸付け制度と同様の趣旨・仕組みであるため、同制度を活用していただくことによって実現可能となっております。	右提案者意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。		C								1052010	非農家による農地所有を認め、その下限面積を緩和することにより、健康農園として余暇時間を利用した農作業による家族の健康維持や耕作放棄地の解消を目指す。現在非農家には農地所有が認められず、農地取得の下限面積は特例措置によっても10aと非農家には大きく過ぎて利用が困難である。10aでは機械がなくて管理できず、これを3a程度まで緩和することにより、大規模の農機具は不要であり、農地利用者が広がり、農村における新たなライフワーク、住みたい農村の姿を創造する事が出来る。	提案理由: 現在非農家であっても、安心安全な食べ物に高い関心を反映して農作物を自分で作りたいと願っている人が多く、しかし農地の取得は非農家には認められておらず、市民農園など貸付けによる利用に限られている。しかし、作物の栽培は、専門家である農家に栽培技術を伝授して頂く必要がある。近隣農家とコミュニケーションを図るためにも、貸付け制度の利用では不十分であり、農地を購入し、承継と借付権性により地域に認められる必要がある。また、農家が指導者になつて作物栽培の手ほどきを行う農家の交友関係も醸成し、農村社会に新たな融和の文化が育まれ、農村にも定住化が進む。それは、農村地域にあっては何方も生活の糧として農地を所有することによって、新たな農村文化を育み、都市交流などにより農村再生を成就することが農村の活性化に繋がる。その為には非農家の農地所有を認め、その下限面積を緩和することが必要である。 代替措置: 例えば10キロ以内などの地域制限や、10年以上転用を認めないなどの制限を行うことにより、農地の荒廃を防ぎ、農地の有効利用を担保することが可能と考えられる。	NPO法人香豊川流域を守る会	農林水産省





管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	具体的事業の実施内容	提案理由・代替措置の内容	提案主体名	制度の所管・関係府庁	
1030160	農地をちびっこ農園として積極的に活用するための規制緩和	特定農地貸付けに関する農地法の特例に関する法律第2条第2項	特定農地貸付けは、都市住民等に対し、小面積の農地を非営利目的で短期間貸し付ける場合に農地法第3条の特例を認める制度である。	D	-	本年9月1日に改正特定農地貸付けに関する農地法の特例に関する法律が施行され、「地方公共団体又は農業協同組合」のみが特定農地貸付けを実施できるとする限定が撤廃されており、これら以外の者が市民農園を開設できるよう講じたところである。															1072030	ちびっこ農園の開設により子ども達に作物の栽培を通して命の大切さを教えることができる。また、親子のコミュニケーションや子ども達と地域の繋がりが増えることができる。さらに、農地所有者の自助努力による農地の維持、保全につながり都市における貴重な自然環境とオープンスペースが確保できる。 東京都全区域	租税特別措置法により相続税の納税猶予を受けている農地は農業従事者による肥培管理を条件としているが、市民農園の農地は農業従事者が従事していないため相続税納税猶予制度が適用されない。また、特定貸付法により開設した市民農園の開設主体は、市及び農業協同組合に限定されている。	社団法人日本青年会議所関東地区東京ブロック協議会	農林水産省		
1030170	身体障害者補助犬の入国に関する規制緩和	家畜伝染病予防法	我が国に輸入される犬を含む動物、畜産物については、家畜伝染病予防法に基づき指定された空港又は海港でなければ輸入してはならない。	B-1	-	身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬については、長崎空港を含め、以下のとおり入国できる空港を平成17年度中に拡大する。 （現行） 苫小牧港、京浜港、名古屋港、大阪港、神戸港、関門港、博多港、鹿児島港、那覇港、新千歳空港、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港、福岡空港、鹿児島空港、那覇空港 （追加） 稚内港、小樽港、新潟港、清水港、四日市港、尼崎西宮芦屋港、広島港、徳島小松島港、高松港、長崎港、旭川空港、釧路空港、帯広空港、函館空港、青森空港、仙台空港、秋田空港、山形空港、庄内空港、福島空港、新潟空港、富山空港、小松飛行場、名古屋飛行場、鳥取空港、秋田空港、岡山空港、出雲空港、広島空港、山口宇布瀬空港、高松空港、松山空港、高知空港、佐賀空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港																1075020	身体障害者補助犬を同伴する障害者が、上海やソウル線が就航する長崎空港から出国した場合は、家畜伝染病予防法より動物検疫が義務づけられているため、福岡国際空港等の農林水産省令で指定される空港からの入国が必要となり、利用者は大変不便を強いられている。規制緩和により、長崎空港等の指定空港以外の空港についても、身体障害者補助犬の入国を可能にし、身体障害者補助犬同伴者の利便性を向上させる。	身体障害者補助犬は障害者の一部であり、障害者の社会参加を促進する上で、きわめて大きな役割を果たしている。平成14年から「身体障害者補助犬法」が施行されており、障害者のバリアを取り除く観点から、身体障害者補助犬については、家畜伝染病予防法施行規則第4条にある指定検疫物の「犬」とは区別する特例措置が必要である。国際観光を推進する我が国においては、ユニバーサル社会の実現として、身体障害者補助犬を同伴する障害者が長崎空港から入国が可能になるよう規制緩和を提案する。	長崎県	農林水産省	
1030180	制度資金貸付事務の委託規程の緩和	沿岸漁業改善資金助成法第13条 沿岸漁業改善資金助成法施行令第8条	都道府県が行う無利子貸付事業に係る事務の一部（貸付金の決定を除く。）を信用漁業協同組合連合会又は農林中央金庫若しくは信用漁業協同組合に委託することができる。なお、委託することのできる事務は貸付に係る債権の保全及び取立てに関する事務とする。	C	-	1. 沿岸漁業改善資金制度は、沿岸漁業従事者等が自主的に沿岸漁業の経営若しくは操業状態又は生活の改善を図ることを目的として、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）に基づき、無利子貸付事業を行う都道府県に対し、政府が必要な助成を行うものである。 また、都道府県が行う無利子貸付事業は沿岸漁業従事者等に対する資金の供給という単なる金融措置にとどまらず、都道府県の水産業改良普及組織等による積極的な普及指導活動との密接な連携により、はじめて制度の目的の達成が可能となるものであり、沿岸漁業従事者等の自主的な努力を前提としつつ、一定の政策目的の下に、その自主的な努力と都道府県及び国の施策との調和を図ろうとする重要な金融制度であり、極めて公共性の高い仕組みとなっている。 2. 沿岸漁業改善資金助成法及び沿岸漁業改善資金助成法施行令は、政府の助成、貸付金の内容（資金種類、償還率、限度額、償還期間、期限前償還、支払いの猶予、特別会計の設置、事務の委託、給付金等の制度の運営に関する基本的事項を定める法律であり、都道府県が無利子貸付事業を行う場合に政府が必要な助成を行うことを明らかにした助成法規である。 3. 制度上、本事業の実施主体は都道府県となっており、その事務は都道府県固有のものとして行われることから、事業運営は都道府県が担うべきものであり、基本的に貸付、審査、貸付け、償還等の一連の事務については都道府県が責任を負うべきものである。また、原資が国及び都道府県が拠出する財政資金であることから、貸付けの審査については、運営協議会（都道府県の水産業改良普及組織、関係市町村、関係漁協等の地元を中心とする組織）を設置し、その意見を参照した上で、資金が法律の趣旨に則って活用されるか否かを最終的に都道府県が貸付決定することとしており、事業の公正性、適正性を確保しつつ、リスク管理にも重視した仕組みとしているところである。なお、運営協議会の運営や貸付けの審査の方法については、各都道府県の裁量に任せてあり、能率的に行われるよう措置されているものと考えている。 4. また、借受者の利便性や事業の効率性などを考慮し、法律上、都道府県が行う事務のうち債権の保全及び取立てについては、水産金融業務に選択し、かつ、利便性等に優れている都道府県信用漁業協同組合連合会又は農林中央金庫若しくは信用事業を行っている漁業協同組合（以下「信漁連等」という。）への委託が可能となるよう措置されており、事業を行っているすべての都道府県において委託が行われているところである。 5. 事務の委託については、法第十三条第一項により「事業に係る事務の一部（貸付けの決定を除く。）を委託することができる。」とされており、貸付けの決定を本制度の運営上の根幹と位置付けていることから、委託できる事務から貸付けの決定を除いている。なお、公金の取扱事務については、地方自治法に基づき、その委託が可能となっており、事業を行っているすべての都道府県において委託が行われているところである。 6. 以上のように、事業実施主体が都道府県である以上、貸付けの決定の事務は制度の運営上の根幹であること、事業自体極めて公共性が高く、事業の適正な執行、国及び都道府県の施策への反映等の観点から、これを信漁連等の民間金融機関に委託することは困難である。また、委託する信漁連等の民間金融機関においても、合併、事業統合、不良債権処理等の構造改革を進めている中、極めて公共性の高い業務を受けるとは、本体の金融業務への影響等のリスクを負うこととなり、単純に業務拡大による雇用効果は期待できないものと考えられるとともに、信漁連等のモラルハザードも懸念されることから、利用者にも不利益が生ずる可能性がある。（公共性の高い無利子貸付事業と利益を求めるとは本来の金融業務を両立することは極めて困難であり、モラルハザードも懸念されるとともに利用者にも不利益が生ずる可能性がある。）																	1086020	資金の貸付に係る事務を一括で委託することにより、行政コストの削減と委託者の業務拡大による雇用効果を図る。	提案理由： 現在、沿岸漁業改善資金貸付に係る一部の事務を委託し、規定により委託することができない貸付金の決定事務については県が実施しているが、事務を分割で委託することにより手続が不効率となっている。貸付決定が制度上の根幹であるためその事務については実施主体である県が行うものとして委託しているが、貸付条件等については法に細部まで規定されており、また、決定は県・漁協・各関係団体で構成する審査会において行っているため、決定の事務を委託することは問題ないと考えられる。 このため制度資金の貸付に係る事務を一括で委託することにより、行政コストの削減と委託者の業務拡大による雇用効果を図る。	高知県	農林水産省
1030190	輸入木材流通加工拠点整備を進める上にかかる諸規制の緩和	農業振興地域の整備に関する法律第11条、第13条第2項各号	農用地区域からの除外に当たっては、農業振興地域整備計画の変更が必要である。	C D	-	施設の整備にあたり、市町村が必要と認め、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じおそれない等の要件を満たす場合には、市町村が市町村農振整備計画を変更して農用地区域からの除外を行い、所要の農地転用手続きにより農地転用が認められた場合は、実現可能になると解して良い。			C D												1088010	本市の木材産業は、我が国固有の木材輸入の拠点である清水港と共に発展してきたことから、その立地は、港湾や運河として利用に供されてきた河川の周辺に点在している。しかし近年、輸入材はかつての原木から加工材へと変化しており、これへの的確な対応が急務となっている。このため、輸送・流通コストの引き下げと付加価値の高い製品開発、高品質化により一層の高額をかけるため、清水港に近接し、運河・流通の面で最適地となる。現在建設設備中の高速自動車道インターチェンジ、取り付け道の周辺農地への拠点化をはかりたい。	我が国の基幹道路である第2東名自動車道、中部横断自動車道の整備により、清水港へのアクセスの利便性が一段と高まろうとしている。港と共に発展してきた木材関連産業もまた大きく変容すべき時を迎えている。こうしたことから、輸入木材の態様変化にあわせて、木材の加工・流通について一層の集約化・効率化を図るために新たに拠点整備を行い、製品の付加価値を高め、輸送・流通コストの引き下げを目指す。また、当産業は、輸送に有利な立地を絶対要件としたため、現有的事業用地は、港湾周辺、あるいは運河として利用した巴川流域などに点在しており、これを集約することで当該地域の環境整備をはかりたい。	清水港木材産業協同組合	農林水産省 国土交通省		





管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	推進の分類	推進の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	具体的事業の実施内容	提案理由・代替措置の内容	提案主体名	制度の所管・関係府庁
1030240	特定肥料に定められている4製品(肥料、飼料、油脂及び油類製品、メタン)に炭を加えた。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条(定義)第5項及び6項、第10条(登録)第1-3項、第20条(廃棄物処理法の特例)第1項、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令第2条(再生利用に係る製品)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第6項の方法を定める省令	再生利用とは、自ら又は他人に委託して、食品循環資源を肥料、飼料、油脂及び油類製品又はメタンの原料として利用するか、利用のために譲渡すること(法第2条第5項、施行令第2条)。 減量は、脱水、乾燥発酵及び炭化により食品廃棄物等の量を減少させること(法第2条第6項、省令)。 食品関連事業者から委託を受けた一般廃棄物の収集運搬業者が、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に定める方法に従って、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第6項の方法を定める省令(法第10条第1項)。	特定肥料としての炭の追加	【特定肥料としての炭の追加】 食品リサイクル法に基づき(再生利用手法の追加に当たっては、当該手法が技術として確立していること、食品廃棄物を原料とした製品に確実な需要があり市場性が認められること等、多面的に検証し可否を判断することが必要であるため、現時点での対応は困難である。しかし、今年10月に、食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会の下に食品リサイクル小委員会を設置し、食品リサイクル法に基づく基本方針の見直し作業を行うとともに、制度全体の施行状況の検証もしている。今後、本小委員会において、再生利用手法の追加の必要性についても検討を行うこととしてあり、平成18年度中を目処に、本小委員会の検討結果等を踏まえ判断したい。	【特定肥料としての炭の追加について】 炭の追加に検討される前に、排出物の性状を踏まえ、排出物の性状を踏まえた利用を行うことで技術的に問題が発生するとは考えにくい。排出物を一方的に規定した技術を用いて再資源化することは非効率であり、排出物の性状により再資源化を図るものにするべきと考え、循環型社会形成推進基本法第7条は、技術的及び経済的に可能な範囲で環境への負荷の低減化を最大限に考慮すべきと記されており、排出物の再資源化技術を規定することをとしてはならないと考える。	特定肥料としての炭の追加に検討される前に、排出物の性状を踏まえ、排出物の性状を踏まえた利用を行うことで技術的に問題が発生するとは考えにくい。排出物を一方的に規定した技術を用いて再資源化することは非効率であり、排出物の性状により再資源化を図るものにするべきと考え、循環型社会形成推進基本法第7条は、技術的及び経済的に可能な範囲で環境への負荷の低減化を最大限に考慮すべきと記されており、排出物の再資源化技術を規定することをとしてはならないと考える。	【特定肥料としての炭の追加】 F	排出物の再資源化による環境負荷の低減を図るには、再資源化工程を経て高品質化されたものが未使用のまま廃棄されることなく、確実に利用されることが重要である。このため、先の検討要請に対し回答させていただいたとおり、食品リサイクル法に基づく再生利用手法の追加に当たっては、技術的な確実性のみならず、市場性、モラルハザードの問題等も含め多面的に検証し、小委員会の検討結果等を踏まえ、可否を判断することとしているところである。												1111020	廃棄物処理法の特例として、食品循環資源に該当する一般廃棄物を処理区域外を越えて運搬するためには、運搬先の事業場が、再生利用事業者の登録(もしくは再生利用事業計画の認定)を受けていなければならない。登録(もしくは認定)を受けるためには、再生利用に該当する食品循環資源を利用して特定肥料等の製品の製造又は原材料の譲渡を行わなければならない。上記特定肥料に炭を加えるか又は、減量を行う事業者も登録を可能にする。	特定肥料に定められるメタンは、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に定められる発酵により発生するものであり、同法律に定められる炭化により発生する炭が特定肥料として認められて然るべきである。	弁護士法人(個人名)事務所	農林水産省 環境省	
1030250	農業振興地域の整備計画の変更に関する法律第8条第4項、第13条第4項	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項、第13条第4項	市町村が定める農振整備計画の変更にあたっては、優良農地の確保と周辺農地の富農環境及び農業公共投資の効用の確保の観点からこれに必要な要件を定めている。また、当該計画の変更にあたっては、変更計画の案の内容を明確にして関係権利者の意向を反映するため、公聴会、異議申し立て等の手続きを要することとしている。また、都道府県の農業振興の方針との整合を確認するための協議等の手続きを要することとしている。	C	農振整備計画の変更に係る都道府県知事との協議・同意の手続きは、国の指針に基づき都道府県が策定している農地確保の方針や広域的な農業振興施策との整合を図り、都道府県内の農業の振興という都道府県の責務を確保するとともに、国民への食料安定供給のための優良農地の確保という国の責務を確保するために必要不可欠な手続きであり、廃止することは困難である。																1137010	農業振興地域整備計画の全体見直しを9年ぶりに行うにあたり、経済情勢を含めた対応が様々な状況の変化に対応する農業振興地域の設定を行うため、新興住宅が立ち並び人口が増加している都市計画区域に隣接した農業振興地域を農用地から除外する。除外する農用地については都市計画区域に再指定地域とし、商業施設等の誘致を図り、周辺農用地から収穫される農産物の直売を行うことで収益力を高める農業振興を図るとともに町民の雇用拡大と町内に於ける購買力の向上により、地域の活性化を図る。	区域は国道3号と495号の中間に位置し、農用地であるが隣接する新興団地は町の人口を維持するための重要な地域となっている。町民の購買力は近隣の大型商業施設に流出しており、町の第4次総合計画の町民アンケートにおいても買物の利便性を不満に感じている町民が多い。そこで町を活性化するための手段として、大型商業施設の誘致を図り、施設内において本町の特産品のびわ、いちご、いちじくなどの直売を行うことで生産者の収益向上に向けた農業振興を図りたい。そのため、農業振興地域に隣接した農業振興地域を農用地から除外することにより、農産物の直売を行うことで収益力を高める農業振興を図るとともに町民の雇用拡大と町内に於ける購買力の向上により、地域の活性化を図る。	岡垣町	農林水産省	
1030260	現行法における耕作地の解釈の変更による生産緑地の利用者および利用制限の緩和	農地法第2条第1項、農地法関係事務(平成12年6月1日付け12農改B第404号)第1(1)	農地とは耕作の目的に供される土地をいい、耕作とは土地に労費を加え肥地管理を行って作物を栽培することをい。	E	レクリエーションを目的としたものであるか、農業経営のためであるかにかかわらず、土地に労費を加え、肥地管理を行って作物を栽培している場合は、農地法の「耕作」に該当し、耕作したことが、ご提案のようなレクリエーション等の非営利を目的とした農作物の栽培をしていただくことも可能となっております。	右提案者意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。		D		農地法上も市民農園整備促進法上も農家が経営主体として、都市住民等の利用者のレクリエーションを目的に農園利用方式により、市民農園を開設することは可能です。その際、市民農園の運営等をNPO法人等に委託することについても、農地法上も市民農園整備促進法上も妨げていません。											1139010	規制の特例事項により、レクリエーション栽培用も農地と位置づけられ、レクリエーション農業も農業経営となる。すなわち、生産緑地活用を活用した都市的の市民のためのレクリエーション農園も農業になり、これにより農地利用の経済性を高め、都市内農地が永続的かつ良好に維持されることをねらう。また「レクリエーション農園」においては、栽培作物文化・歴史、収穫物の料理など、多岐多岐にわたるレクリエーション・ソフトやサービスを提供することで、その経済的付加価値を高める。したがって、現行の市民農園、体験農園と異なり、農家単位の展開は不可能であり、業務委託が必要になる。	提案理由：大都市圏では、市内環境を担保すべき農地が減少し続けている。自治体がこのような農地を公有化して公営化するのには、財政問題もあり不可能になっている。そこで生産緑地の利用制限等を緩和し、2007年のいわゆる団塊世代のリタイア等に向けて、農的な栽培を健全なレクリエーションソフトとして提供することで、農地の社会的機能(緑地機能・環境保全・地下水涵養・災害時避難場所など)を民間の力で維持向上させるとともに、新たな農的ビジネスのあり方として提案する。 代替措置：生産緑地について、良好な耕作状態を維持することを義務づけることで、その社会的機能(外部経済効果)は保たれる。また、土地の質評価ではなく、業務委託契約による展開であるため、農家の経営責任は明確に保たれる。	ミュゼダグリ(NPO)	農林水産省 国土交通省	
1030270	生産緑地における肥地管理の解釈の緩和	農地法第2条第1項、農地法関係事務(平成12年6月1日付け12農改B第404号)第1(1)	農地とは耕作の目的に供される土地をいい、「耕作」とは土地に労費を加え肥地管理を行って作物を栽培することをい。	E	農地の管理に際し、除草剤の散布を義務づけたり、果樹園に花卉類等を植栽することを規制するような、農地の肥地管理の解釈は行ってありませんので、ご提案のような果樹園における自然農法、草生栽培法といった肥地管理も可能となっております。																1140010	大都市周辺の生産緑地において、果樹などの果樹園は、市域のみどり等の対象として「環境防災、地下水涵養」に貢献している。このような呼吸する大地の継続は市域の住民の暮らしにとっても、安らぎももたらす。高齢者には、なつこしい情景、子どもには成育期の原風景として、「花咲(果樹園)を実現したい。農産物の生命性を学ぶ場として減少しつつある都市農業の継続への推進力としたい。	提案理由：生産緑地として耕作される果樹園の底地に花卉類等を生産目的外(市民等の目を楽しませる)に植栽することについて、農家の管理意欲ではないことには、なつこしい情景、子どもには成育期の原風景として、「花咲(果樹園)を実現したい。農産物の生命性を学ぶ場として減少しつつある都市農業の継続への推進力としたい。	NPO法人グリーンネットレス	農林水産省 国土交通省	

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	具体的事業の実施内容	提案理由・代替措置の内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁	
1030280	「農業・農村と都市生活者の交流と相互の理解の促進に資する施設」について農用地区域の立地を容認	農地法第4条第2項、第5条第2項、農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号	農用地区域内において設置が可能な農業用施設は、畜舎、温室、農機具収納施設等の他、農家が設置する自己の生産物の加工施設、販売施設等であり、農業者の農業生産のために必要不可欠な施設である。	C D		「農業・農村と都市生活者の交流と相互の理解の促進に資する施設」の建設については、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を生じおそれない等の要件を満たし、市町村が必要と認めた場合には、市町村農振整備計画を変更して、農用地区域から除外することは可能であり、また、整備しようとする施設が都市住民の農業の体験その他の都市等との地域間交流を図るために設置される施設であって、他法令の許認可が得られるなどの事業の確実性及び周辺農地への被害防除措置など所要の要件を満たせば、農地転用許可は可能であることから、提案の実現できる。 なお、耕作又は養蚕の業務を営む者が設置し、及び管理する、主として、自己の生産する農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の用に供する施設、主として、自己の生産する農畜産物又は自己の生産する農畜産物を原料若しくは材料として製造され若しくは加工されたものの販売用に供する施設であれば、農業用施設として位置付けることは可能である。ただし、これに該当しない施設については、必ずしも耕作又は養蚕の業務に必要な施設ではないことから、適当でないと考えられる。	提案主体からの意見 ご指摘のとおり農用地区域の除外で対応した場合、その後同施設が当初の目的外の用途に供用された場合や、当初はその用途で使用していたがその後の経営難により目的外の用途に転用された場合等には、農振法で是正措置を図ることは難しい。 本提案は、仮に当初目的とは異なる用途に供された場合でも、農振法第14条による担保措置を講じた上で、農用地区域内に設置することができないが、また、直売所について、複数の農業者が共同で設置・管理するものについて、農業者が取組みやすく又地産地消の観点から「農振法施行規則第1条第3号」や「農振制度に関するガイドライン」の規定を超えるものも農用地区域内で取組めるようご配慮いただきたい。	C D		御提案の「農村と都市生活者の交流施設等」のように、農業者自らが生産する農畜産物以外の販売物を主として販売する施設等を農業用施設とすることは、農業用施設と商業施設等との区分を困難とし、農業振興地域整備計画の性格をあいまいにすることとなることにも、このような施設を農業用施設とすることすべし、農地から交流施設等への農用地利用計画の変更が農用地区域内における用途変更(軽微変更)となるため、実体的に商業施設と変わらない施設の立地を目的とした農用地利用計画の変更が、農振法で定められた所定の手続(計画案の縦覧、知事への協議、同意等)を行わずとも可能となり、都道府県の農用地確保の方針や広域的な農業振興施設との整合が図れなくなることから、農振法の目的を達成する上で著しい支障が生じる恐れがあり困難である。 なお、農振法における農業用施設のうち、農畜産物の販売施設については、主として当該施設を設置・管理する農業者自らが生産する農畜産物、又は主として当該施設を設置・管理する農業者自らが生産する農畜産物を原料として製造(加工)されたものを販売する施設であれば、個人利用であると共同利用であると問わないこととされており、複数の農業者が共同で設置・管理するものについても農業用施設に含まれることとなる。			提案主体の要望は、農家レストラン等の設置を認めた後、経営が困難となった場合でも転用後の目的を一定の農業振興に資する利用の範囲内に制限できるように担保措置を設けることである。このような提案趣旨が実現できる方法がないか、市町村等の意欲ある取組みに対する国としての支援策はないのか、右提案主体からの意見と併せて再度検討し、回答された。			本市は大都市性とともに広大な農地も併せもつ都市である。提案の農業用特例施設はその特性を活かした都市と農村の交流施設であるとともに、地域農業の活性化に資する農業の用に供する施設である。ただ、その特性から農用地区域から除外しこれら施設を立地することは都市の施設への転用も危惧される。これを防ぐために農家レストラン等と同様の農振法・農地法による一定の制約を設けたいというのが提案の趣旨である。これらの施設が農業の用に供する施設である以上、農業側の責務として農振法等の規制を適用することで都市計画法等との一体的な取組を図り、これらの施設設置の趣旨を徹底するものである。	農業用施設に該当しない都市農村交流施設について、建設後の用途については、農振法、農地法により規制することは困難であるが、市町村において条例等を定め、用途制限をかけることにより提案の趣旨を実現できるものとする。 なお、農振法においては、市町村が条例に基づき、地域の農業振興に関する計画を定めることができることとされていることである(農振法施行規則第4条の第1項第26号の2)。	1151010	「田園型政令市」を目指す本市では、「食と花」をモチーフに市内外からの交流人口の増加を図り、大農業都市の豊かな田舎の恵みを都市生活者にも満喫してもらうとともに、地元農家を応援する互恵型社会の構築を目指す。そのためのツールのひとつとして「農業・農村と都市生活者の交流と相互の理解の促進に資する施設」について農用地区域内の立地を容認することにより、農業者が夢と希望の持てる元気な農業、儲かる農業を実現する。なお、大規模な「農業用特例施設」については、従来の制度内で対応するものとし、本提案では、個々の農業者又は農家が組織する団体等が営む小規模な「農業用特例施設」を想定している。	提案理由: 「農業用特例施設」を農業用施設に準ずる事務の取扱にするとともに、同区域内の農地転用の特例措置を設けることで施設立地が可能となる。これにより、同地域は農業振興地域内であることから、仮に当初の目的とは異なる用途に供された場合においても、農振法第14条により、当初の施設内容に反せず(しくは農地83条の2第2号により許可権者が、許可の取り消しや行為の停止、現状回復を命ずることにより、本提案の理念を遵守する効果が期待される。 代替措置: ○関係機関・団体からなる第三者機関を新たに設置し、施設の経営性についての妥当性を審査する。 ○関係機関・団体の意見聴取はもとより、同施設が立地する地域の合意も必須事項とし、関係者・地域の同意を得た形で進めるものとする。	新潟市	農林水産省
1030290	農地法で規定されている第1種農地の転用率率の弾力的運用。	農地法第4条第2項第1号口、第5条第2項第1号口	優良農地を確保するため、優良農地の転用については、地域の農業振興に資する施設や公共性の高い事業に供する場合等に限り転用を認めている。	C D		新規に就農するために必要となる住宅等への農地転用は、地域の農業振興にも資することから、原則として転用を認めない第1種農地であっても、集落に接続する場合や地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に位置づけられる場合には例外的に転用を認めているところであり、提案の趣旨を実現できる。 なお、耕作放棄地になっていることをもって農地転用許可基準を緩和することについては、担い手への流動化等による農地の有効利用への支障や所有者等が意図的に耕作放棄するようなモラルハザードを生じる懸念があり、無秩序な転用や遊休化を招くおそれがあることから適当でないと考えている。	新規就農希望者への土地提供について、集落に接続する場合や地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に位置づけられる場合等、農地転用が認められれば実現可能と解して良いか。	C D		新規に就農するために必要となる住宅等への農地転用は、地域の農業振興にも資することから、原則として転用を認めない第1種農地であっても、集落に接続する場合や地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に位置づけられる場合には例外的に転用を認めているところであり、提案の趣旨を実現できる。						当社は平成元年より、急速な過疎化・少子高齢化の進行が著しい阿武隈地域を中心に、都市住民に対し空き暮らしのための土地を提供している。しかしながら、畜産業の廃止等により広大な採草放牧地が耕作放棄地になっているにもかかわらず、転用が認められない状況にあり、農地の有効利用が図れない。このような現状を踏まえ、農地の一部転用を許可する事により新規就農希望者への土地提供が可能とし、周辺農地の再利用が図れる。	提案理由 福島県阿武隈山系は、昭和50年代後半、農用地開発公社による採草放牧地の造成工事が施工されています。このような造成地は国や県の補助を受けており、第1種農地としても扱われており、その一部であっても転用が認められないのが現状である。市町村農業委員会が荒廃地と認めた第1種農地の一部(150坪～300坪)を転用する事により、新規就農希望者への土地提供が可能になる。	株式会社都路林産開発	農林水産省			